

返戻金制度に関する事項

当事業所は返戻金制度（紹介により就職した求職者が早期に“自己都合”により離職した場合に、手数料の一部を返戻する制度）を下記の通り設けています。

記

雇用開始から 1 ヶ月未満に離職した場合は手数料の 80%

雇用開始から 3 ヶ月未満に離職した場合は手数料の 50%

雇用開始から 6 ヶ月未満に離職した場合は手数料の 10%

株式会社矢橋コンサルティング

許可番号（21－ユ－300273）